

○常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年9月24日

規則第19号

改正 平成26年2月3日規則第1号

平成27年12月10日規則第25号

平成29年2月20日規則第1—1号

(趣旨)

第1条 この規則は、常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例（平成22年常陸太田市条例第13号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 条例第3条に定める常陸太田市霊園墓地（以下「墓地」という。）の使用許可を受けようとする者は、住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、墓地使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 墓地の使用許可は、申請を受付けた順によるものとする。墓地の使用場所についても同様とする。

(市外居住者の使用申請)

第3条 常陸太田市外に住所を有する者が墓地の使用許可を受けようとするときは、常陸太田市に住所を有する世帯主である者を墓地の管理及び管理料納付代理人（以下「代理人」という。）として指定し、墓地の管理及び管理料納付代理人指定届（様式第2号）に代理人の住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の代理人に変更を生じたとき、又は既に使用許可を受けた者が常陸太田市外に住所を異動したときも同様とする。

3 既に使用許可を受けた者が常陸太田市外に住所を異動する際に何らかの理由により代理人を指定できない場合は、異動の届出の際に墓地の管理及び管理料納付代理人指定届に代わり誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可条件)

第4条 墓地の使用は、常陸太田市内に住所を有する者及び公共事業等の施行により墓地の変更又は廃止のため墓地を移転する者が優先する。

2 墓地の使用場所は、申込者の受付順に申込者の希望を考慮して市長が決定

する。

(許可証様式)

第5条 条例第4条第2項に規定する墓地使用許可証(以下「許可証」という。)は、様式第4号のとおりとする。

(台帳への登録)

第6条 市長は、墓地の使用を許可したときは、墓地使用者台帳(様式第5号)及び墓籍簿(様式第6号)に登録するものとする。

(設備等の使用の制限)

第7条 条例第5条に規定する墓地の使用について必要な制限又は条件については、別表第1のとおりとする。

(使用許可証への記載)

第8条 墓地の使用者(以下「使用者」という。)は、納骨するとき又は条例第15条に基づき届出をするときは、許可証を提示し、必要事項の記載を受けなければならない。

(工事施工の届出)

第9条 使用者は、墓碑、形象類その他の工作物を新設し、又は改修等を行うときは、墓地内工事施工申請書(様式第7号)に図面等を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の工事又は作業を終了したときは、速やかに墓地内工事完了届(様式第8号)を提出し、市長の検査を受けなければならない。

(使用者の承継)

第10条 条例第7条により墓地の使用を承継しようとする者は、墓地使用承継申請書(様式第9号)に前使用者の許可証及び承継原因を証明する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 墓地の使用権を承継しようとする者が常陸太田市外に住所を有する者であり、何らかの理由により代理人を指定できない場合は、承継の届出の際に墓地の管理及び管理料納付代理人指定届に代わり誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第11条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、墓地使用料還付申請書(様式第10号)に請求理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用者の管理義務)

第12条 使用者は、常に使用墓地の清浄を維持し、墓碑、形象類その他の工作物等の転倒その他により、危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理料)

第13条 条例第12条に規定する管理料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定める管理料の納期は5月末日とする。ただし、年度途中で使用許可を受けた場合は、使用許可の際に納付するものとする。

(管理料の減免)

第14条 条例第12条第3項の規定に基づく管理料の減免は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けているときは全額

(2) その他市長が特に必要があると認めるときは、市長がその都度定める額

2 管理料の減免を受けようとする者は、墓地管理料減免申請書(様式第11号)にその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(許可証の書換、再交付)

第15条 墓地の使用人は、許可証を汚損し、又は紛失した場合は、速やかに墓地使用許可証書換・再交付申請書(様式第12号)を市長に提出し、書換又は再交付を受けなければならない。

(許可証の訂正、記載事項の変更)

第16条 条例第15条の規定による異動の届出は、墓地使用者異動届(様式第13号)によるものとする。その際戸籍抄本その他の異動の事実を証明する書類を添えて市長に提出し、許可証の訂正を受けなければならない。

(墓地の返還)

第17条 墓地の使用人は、条例第16条の規定により墓地を返還するときは、墓地返還届(様式第14号)に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(常陸太田市常陸太田地区墓地の設置及び管理に関する条例施行規則等の廃

止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 常陸太田市常陸太田地区墓地の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年常陸太田市規則第73号）
 - (2) 常陸太田市金砂郷地区墓地の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年常陸太田市規則第61号）
 - (3) 常陸太田市水府地区墓地の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年常陸太田市規則第69号）
 - (4) 常陸太田市里美地区墓地の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年常陸太田市規則第66号）
- （経過措置）

3 この規則の施行の日の前日までに常陸太田市常陸太田地区墓地の設置及び管理に関する条例施行規則，常陸太田市金砂郷地区墓地の設置及び管理に関する条例施行規則，常陸太田市水府地区墓地の設置及び管理に関する条例施行規則，常陸太田市里美地区墓地の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年規則第1号）

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第25号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第1—1号）

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

1 次の霊園における施設の高さは，次に掲げる範囲とする。

区分	盛土 (m)	囲障 (m)	墓碑 (m)	納骨堂 (m)	形象類 (m)	その 他工 作物 (m)	樹木 (m)	測定基準点
常陸太田市町屋 霊園及び常陸太 田市瑞竜霊園の	—	—	2	—	2.2	1.8	1	使用墓地前側 の園路面

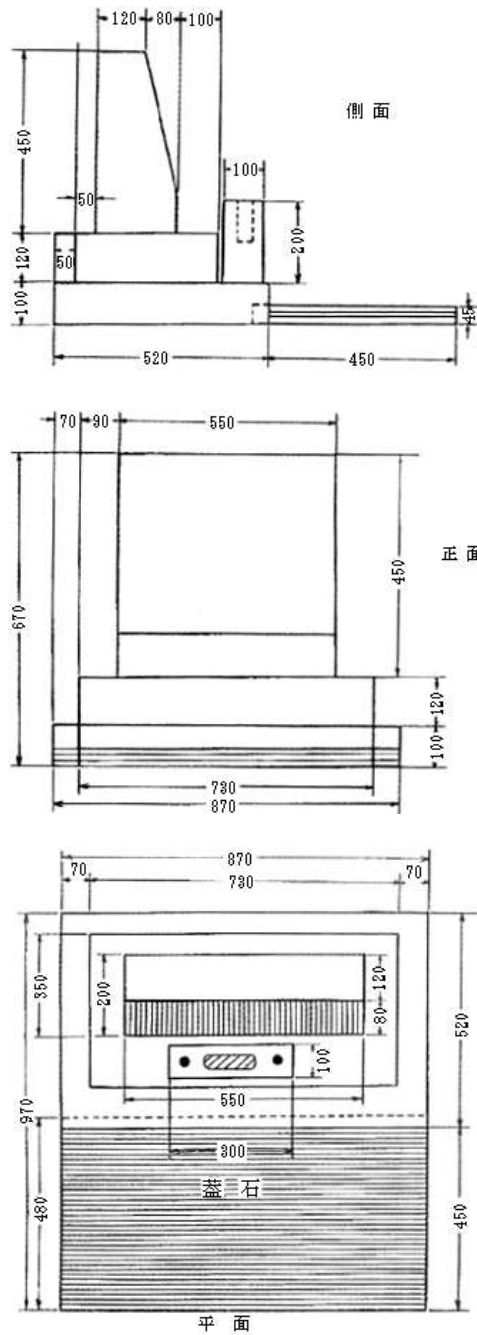
規格墓地									
常陸太田市瑞竜 霊園の自由墓地	0.5	1.1	2.8	—	3	2.2	2		
常陸太田市玉造 霊園	0.3	0.5	2	—	2	1.8	—		
常陸太田市松平 第一霊園，常陸太 田市松平第二霊 園，常陸太田市松 平第三霊園，常陸 太田市天下野第 一霊園及び常陸 太田市天下野第 二霊園	—	—	2	2	—	2	1.5		

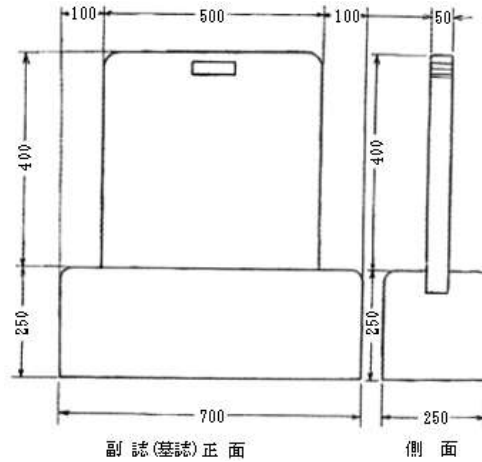
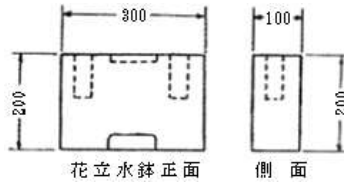
2 次の霊園における設備は，次に掲げる範囲とする。

区分	墓碑 (個)	墓誌 (個)	カロ ート (個)	線香 台 (個)	供物 台 (個)	塔婆 立 (個)	燈ろ う (対)	花立 (対)	置石 (個)	物入 (個)	その他 工作物
常陸太田 市町屋霊 園及び常 陸太田市 瑞竜霊園 の規格墓 地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12個以 内
常陸太田 市瑞竜霊 園の自由 墓地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15個以 内
常陸太田 市玉造霊	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	12個以 内

3 常陸太田市里川霊園，常陸太田市徳田霊園，常陸太田市小妻霊園，常陸太田市小中霊園，常陸太田市大中第一霊園，常陸太田市大中第二霊園，常陸太田市大中寺入霊園，常陸太田市折橋霊園及び常陸太田市大菅霊園における碑石の形状，大きさは次の規格に準ずるものとする。

碑石の形状，大きさ





別表第2（第13条関係）

（平26規則1・平29規則1—1・一部改正）

名称	管理料（年額）		
	常陸太田市瑞竜霊園	規格墓地	第1種
第2種			4,320円
第3種			5,400円
自由墓地		10m ²	5,400円
		12m ²	6,480円
常陸太田市町屋霊園			1,750円
常陸太田市玉造霊園			2,370円
常陸太田市松平第一霊園			1,950円
常陸太田市松平第二霊園			1,950円
常陸太田市松平第三霊園	A区画		1,950円
	B区画		1,950円
常陸太田市天下野第一霊園			2,050円
常陸太田市天下野第二霊園	規格墓地		1,750円
	自由墓地		1,750円
常陸太田市里川霊園			1,750円
常陸太田市徳田霊園			1,750円

常陸太田市小妻霊園	1,750円
常陸太田市小中霊園	1,750円
常陸太田市大中第一霊園	1,750円
常陸太田市大中第二霊園	1,750円
常陸太田市大中寺入霊園	1,750円
常陸太田市折橋霊園	1,750円
常陸太田市大菅霊園	1,750円

様式第1号(第2条関係)

墓地使用許可申請書		年	月	日
常陸太田市長	殿	申請者 本籍 _____		
		住所 _____		
		氏名 _____ ㊟		
		電話 () _____		
次のとおり墓地を使用したいので許可されたく申請します。				
名 称	常陸太田市	霊園		
位 置	常陸太田市	町	番地	
希 望 区 画	第 種	第 区画	第 番	
面 積	平方メートル			
使 用 料	円	管 理 料	円	
現在使用している墓地の有無	有 ・ 無	有の場合その所在地及び使用面積		
埋蔵していない焼骨の有無	有 ・ 無	有の場合安置している場所		
墓碑等の工事実施予定年月				
添 付 書 類	住民票の写し(本籍地の記載のあるもの)			
摘 要				

様式第2号(第3条関係)

墓地の管理及び管理料納付代理人指定届		
常陸太田市長	年 月 日	
殿	使用者 住所 _____ 氏名 _____ ㊟ 電話 ()	
次のとおり墓地の管理及び管理料の納付代理人を指定したので届け出ます。		
名 称	常陸太田市 霊園	
位 置	常陸太田市 町 番地	
許 可 年 月 日 号 許 可 証 番 号	年 月 日 第 号	
種 別 及 び 番 号	第 種 第 区画 第 番	
面 積	平方メートル	
管 理 料	円	
代 理 人	住 所	常陸太田市 町 番地
	氏 名	
	電 話 番 号	()
申 請 人 と の 関 係		
添 付 書 類	代理人の住民票の写し	
摘 要		

様式第3号(第3条、第10条関係)

誓約書

年 月 日

常陸太田市長 殿

使用者 住所 _____
氏名 _____ ㊟
電話 () _____

このたびの承継・異動にあたり下記の理由により「墓地の管理及び管理料納付代理人」を指定することができないので、今後私が使用する墓地について管理及び管理料納付に遺漏のないよう執り行うことを誓約します。

名 称	常陸太田市 霊園
位 置	常陸太田市 町 番地
許 可 年 月 日 許 可 証 番 号	年 月 日 第 号
種 別 及 び 番 号	第 種 第 区画 第 番
面 積	平方メートル
管 理 料	円
墓地の管理及び管理料納付代理人を指定できない理由	

(注)

- 1 焼骨を埋蔵又は改葬しようとするときは、この許可証を提示して、上欄に記入を受けてください。
- 2 次のような場合には、必ず市長に届け出てください。
 - (1) 使用者が本籍、住所及び氏名を変更したとき。
 - (2) 使用者が死亡したとき。
 - (3) 使用者の死亡等により、使用者に代わつて承継者が墓地を使用しようとするとき。
 - (4) この許可証を汚損し、又は紛失したとき。
 - (5) 墓地を使用しなくなつたとき。
- 3 墓地は目的以外の用に供することはできません。
- 4 墓地の使用権を譲渡し、又は転貸はできません。
- 5 管理料は指定の期限までに納付してください。
- 6 墓地に墓碑等を設置するときは、市長の承認を受け、必要な制限と条件に従ってください。
- 7 墓地は清浄を維持し、他に危険又は迷惑を及ぼさないようにしてください。
- 8 その他、墓地の使用については、条例、規則の規定を守り係員の指示に従ってください。

様式第5号(第6条関係)

墓地使用者台帳										整理番号
許可証交付年月日	使用墓地	使用料	円	管理料	規定 決定	円	許可	年月日	番号	
使用者		氏名	電話番号	代理人		電話番号	備考			
(本籍)							(住所)			
(住所)		(世帯主)					(氏名)			
(本籍)							(住所)			
(住所)		(世帯主)					(氏名)			
(本籍)							(住所)			
(住所)		(世帯主)					(氏名)			
(本籍)							(住所)			
(住所)		(世帯主)					(氏名)			
(本籍)							(住所)			
(住所)		(世帯主)					(氏名)			
(本籍)							(住所)			
(住所)		(世帯主)					(氏名)			
(本籍)							(住所)			
(住所)		(世帯主)					(氏名)			

※ 1 使用者台帳に変更があつたときは、墓籍簿の修正も必ず行うこと。
2 使用者が世帯主でない場合は、氏名欄(世帯主)にも記入すること。

墓録簿

整理番号

許可証交付年月日		使用墓地		使用料		管理料	規定 決定	円 円	許可	年月日 番 号	
使用者				代理人				備考			
(本籍)		(氏名)		電話番号	(住所)			電話番号			
(住所)					(氏名)						

埋 蔵 ・ 改 葬 者									
許可の 市町村 と番号	本籍	住所	氏名 (死胎は父母の氏名)	性別	出生年月日 (死胎は分べ ん年月日時)	死亡年月日	埋蔵・改葬 年月日	使用者 との続柄	埋蔵と 改葬の 別

※他の墓地へ改葬するときはその関係事項は「転書」すること。

様式第7号(第9条関係)

墓地内工事施工申請書		年 月 日				
常陸太田市長 殿	申請者	住所 _____ 氏名 _____ (印) 電話 ()				
	工事請負人	住所 _____ 氏名 _____ (印) 電話 ()				
次のおり工事を施工したいので、承認されたく申請します。						
名 称	常陸太田市 霊園					
位 置	常陸太田市 町 番地					
許可年月日 許可証番号	年 月 日 第 号					
種別及び番号	第 種 第 区画 第 番					
工 事 の 概 要	1	盛土の高さ	m	5	形象類の高さ	m
	2	囲障の高さ	m	6	その他工作物の高さ	m
	3	墓碑の高さ	m	7	樹木の高さ	m
	4	納骨堂の高さ	m			
施 工 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
添 付 書 類	図面(平面図・立面図)					

様式第8号(第9条関係)

<p style="margin: 0;">墓地内工事完了届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">常陸太田市長 殿</p> <p style="margin: 0;">申請者 住所 _____ ㊟ 氏名 _____ 電話 ()</p> <p style="margin: 0;">工事請負人 住所 _____ ㊟ 氏名 _____ 電話 ()</p> <p style="margin: 0;">次のとおり工事を完了したので、検査のうえ確認されたく届け出ます。</p>																									
名 称	常陸太田市 霊園																								
位 置	常陸太田市 町 番地																								
許可年月日 許可証番号	年 月 日 第 号																								
種別及び番号	第 種 第 区画 第 番																								
工 事 の 概 要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 40%;">盛土の高さ</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">m</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 40%;">形象類の高さ</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>囲障の高さ</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td>その他工作物の高さ</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>墓碑の高さ</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td>樹木の高さ</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>納骨堂の高さ</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	盛土の高さ	m	5	形象類の高さ	m	2	囲障の高さ	m	6	その他工作物の高さ	m	3	墓碑の高さ	m	7	樹木の高さ	m	4	納骨堂の高さ	m			
1	盛土の高さ	m	5	形象類の高さ	m																				
2	囲障の高さ	m	6	その他工作物の高さ	m																				
3	墓碑の高さ	m	7	樹木の高さ	m																				
4	納骨堂の高さ	m																							
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日																								
添 付 書 類	完成写真(正面・背面・右側面・左側面)																								

様式第9号(第10条関係)

墓地使用承継申請書		年 月 日
常陸太田市長	殿	
承継者	本籍	_____
	住所	_____
	氏名	_____ ㊦
	電話	() _____
次のとおり墓地の使用権の承継を申請します。		
名 称	常陸太田市	霊園
位 置	常陸太田市	町 番地
許 可 年 月 日 許 可 証 番 号	年 月 日	第 号
種別及び番号	第 種	第 区画 第 番
面 積	平方メートル	
使 用 料	円	
前 使 用 者	住 所	
	氏 名	
前使用者との 統 柄		
理 由		
添 付 書 類	前使用者の許可証及び承継原因を証する書類	
摘 要		

様式第10号(第11条関係)

墓地使用料還付申請書 常陸太田市長 殿		年 月 日 使用者 住所 _____ 氏名 _____ 印 電話 () _____
次のとおり既納の使用料の還付を申請します。		
名 称	常陸太田市	霊園
位 置	常陸太田市	町 番地
許 可 年 月 日 許 可 証 番 号	年 月 日 第 号	
種 別 及 び 番 号	第 種 第 区画 第 番	
面 積	平方メートル	
既 納 使 用 料	円	
還付申請の理由		
摘要		

様式第11号(第14条関係)

墓地管理料減免申請書 常陸太田市長 殿		年 月 日 使用者 住所 氏名 _____ (印) 電話 ()
次のとおり管理料の減額・免除を申請します。		
名 称	常陸太田市 霊園	
位 置	常陸太田市 町 番地	
許可年月日 許可証番号	年 月 日 第 号	
種別及び番号	第 種 第 区画 第 番	
面 積	平方メートル	
管 理 料	規定額 円	減免額 円
理 由		
摘要 		

様式第12号(第15条関係)

墓地使用許可証書換・再交付申請書		年 月 日
常陸太田市長 殿		
使用者		住所 _____
		氏名 _____ ㊟
		電話 () _____
次のとおり墓地使用許可証の書換・再交付を申請します。		
名 称	常陸太田市 霊園	
位 置	常陸太田市 町 番地	
許 可 年 月 日 許 可 証 番 号	年 月 日 第 号	
種 別 及 び 番 号	第 種 第 区画 第 番	
面 積	平方メートル	
使 用 者	本籍	
	住所	
	氏名	
申 請 の 理 由		
摘 要		

※汚損・紛失の場合

様式第13号(第16条関係)

墓地使用者異動届		年 月 日
常陸太田市長 殿		
使用者		住所 _____ ④
		氏名 _____
		電話 () _____
次のとおり墓地使用者の本籍・住所・氏名を変更したので届け出ます。		
名 称	常陸太田市 霊園	
位 置	常陸太田市 町 番地	
許 可 年 月 日 許 可 証 番 号	年 月 日 第 号	
種 別 及 び 番 号	第 種 第 区画 第 番	
面 積	平方メートル	
新	本籍	
	住所	
	氏名	
旧	本籍	
	住所	
	氏名	
添 付 書 類	墓地使用許可証、戸籍抄本又は住民票の写し	
摘 要		

様式第14号(第17条関係)

墓地返還届			
常陸太田市長 殿		年 月 日	
		使用者	住所 _____ 氏名 _____ 印 電話 () _____
次のとおり墓地を返還したいので届け出ます。			
名 称	常陸太田市 霊園		
位 置	常陸太田市 町 番地		
許 可 年 月 日 許 可 証 番 号	年 月 日 第 号		
種 別 及 び 番 号	第 種 第 区画 第 番		
面 積	平方メートル		
埋 蔵 ・ 改 葬 者	氏名	埋蔵年月日	改葬年月日
		・ ・	・ ・
		・ ・	・ ・
		・ ・	・ ・
		・ ・	・ ・
		・ ・	・ ・
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
返 還 理 由			
添 付 書 類	墓地使用許可証		
返 還 時 の 形 状			
摘 要			

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条，第10条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）

（平27規則25・一部改正）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第14条関係）

様式第12号（第15条関係）

様式第13号（第16条関係）

様式第14号（第17条関係）